

ヘリコプターテレビ受信システム再整備工事に係る質問回答書

| 番号 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 仕様書 2.1-1 2.1 システムの概要 「電波から取り出された映像情報はIP化され、龍神岳無線中継局と県庁南別館の間の多重回線で伝送している。」「既設多重無線回線を移動系防災行政無線や消防救急無線等で使用しているため、ヘリテレ映像の帯域が他の通信の帯域を圧迫しないようH.265/HEVCによる映像符号化を採用する。」とある。このIP回線で映像に割り当てられる伝送容量を示されたい。 | 多重無線回線の帯域約20Mbpsのうち、消防救急無線及び移動系防災行政無線で最大約12Mbps程度を使用すると想定しており、この残りの帯域で伝送する。 |
| 2 | 仕様書 2.1-1 2.1 システムの概要 「標準規格以外の部分で機上設備メーカーが独自のデータフォーマットを採用しており、互換性が完全に確保できない状況である。この部分については、全数は不可能としても可能な限り多くの消防防災ヘリに対応できることとする。」とあるが、この「独自のデータフォーマット」について示されたい。 | 当県では把握できていない。受注者が持つ情報や受注者が収集した情報を適切にシステムに反映すること。なお、当県防災ヘリの機上設備のデータフォーマットについては、必要な範囲で開示する。 |
| 3 | 仕様書 3.2-5 2.9 仮設工事 「仮設に伴う既設設備の運用停止期間は、最短になるよう計画し」とあるが、切り替えのための機器併設は考えず、一時的に運用停止して切り替えを実施できるか。 | 一定の運用停止期間を設けたうえで、既設設備を撤去した後に新設設備を設置することとし、この期間をできるだけ短くするように計画すること。 |
| 4 | 仕様書 3.3-7 3.2 (3) 連絡用無線装置 ウ 空中線 (イ) 「周波数 1.4以下(指定周波数4波)」とあるが、この1.4以下はVSWRの数値と解釈してよいか。 | 「周波数」は「VSWR」の誤りである。 |
| 5 | 仕様書 3.3-7 3.2 (3) 連絡用無線装置 エ 音声IP変換器 連絡用無線装置内でIP変換する機能を有する場合は、構成を不要としてよいか。 | 本装置の機能がもれなく実現できれば、無線装置と一体として差し支えない。 |
| 6 | 仕様書 3.3-8 3.3 (1) 操作・分配架 ウ 無線遠隔制御装置 無線遠隔制御装置を介すことなくヘリテレ操作端末の連絡用無線制御器と連絡用無線装置が直接連携できる仕組みでもよいか。 | 本装置の機能がもれなく実現できれば、機器の構成を変更して差し支えない。 |
| 7 | 仕様書 3.3-12 表3.3 制御項目・監視項目一覧 制御項目のNo.29に「ヘリコプターカメラ撮影位置指定」とあるが、これは、操作監視部のデジタル地図画面上をクリックあるいは緯度経度入力する等の操作により、400MHz帯連絡用無線装置を利用して、機上側のカメラを指定方向に制御する仕組みを示すものと解釈してよいか。 その場合、機上設備側との連携になるため、機上設備とのインターフェイスを開示されたい。 | お見込みのとおりであるが、欄外の注)に記載のとおり、この項目を採用するかどうかは施工協議によって決定する。なお、必要な範囲で機上設備のインターフェース等を開示する。 |
| 8 | 仕様書 4.1-1 1.3 関係する他の電気通信工事について 「各工事の工程会議に積極的に参加」とあるが、会議のおおよその開催頻度を示されたい。 | 他工事を含めた工程会議は月1回程度を予定しているが、本工事が影響しない場合は必ずしも出席を要しない。 |
| 9 | 仕様書 4.1-1 1.3 関係する他の電気通信工事について 「本システムに提供するネットワークセグメントを変更する予定であるため、その変更作業を見込むこと。」とあるが、本契約における変更作業の範囲は、本システム設備のみに適用されると解釈してよいか。すなわち、別に発注される設備更新の変更作業は、本仕様適用外か。 | 別途発注する工事で実施する新ネットワークへの切り替え前に本工事の機器を設置する場合は、既設ヘリコプターテレビ受信システムが使用するネットワークセグメントを使用する必要があるため、ネットワークの切り替えのタイミングで、発注者が新しく提供するネットワークセグメントに対応して本工事で整備する機器の設定を変更すること。 |
| 10 | 図面「県庁統制局2階配線経路図」「県庁統制局配線系統図」 2階通信機械室のMDFにアラーム接点を渡す系統がある。アラームの項目はヘリコプターテレビ受信システムのトータルアラームとし、信号インターフェイスは無電圧接点渡しとしてよいか。指定項目や指定の信号インターフェイスがあれば示されたい。 | 他のシステムに渡すアラーム項目については、施工協議によって決定するが、基本的に無電圧接点で考えてよい。 |

| | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | <p>図面「県庁統制局2階配線経路図」「操作・分配架実装図(参考)」 ヘリテレ用映像機器収容架について、図面より配線はフリーアクセスフロアではなくピット配線と読み取れる。収容架のフリーアクセスフロア用架台は不要か。</p> | <p>「県庁統制局2階配線経路図」の「FL」とは既設フリーアクセスフロアの上面すなわちフリーアクセスフロア用架台の上面となる。収容架の設置に必要な架台を含めて応札すること。</p> |
| 12 | <p>図面「県庁統制局3階統制室機器配置配線図」 3階統制室の床仕上げを示されたい。</p> | <p>フリーアクセスフロアにタイルカーペットを貼付している。参考までに、2階の床も同じ仕上げである。</p> |
| 13 | <p>図面「ヘリテレ操作端末外形図(参考図)」 ヘリテレ操作端末(操作卓)の耐震固定は必要か。</p> | <p>県庁南別館が免震構造であることを踏まえて、フリーアクセスフロアの上面に容易に移動しないような固定措置を施すこと。</p> |
| 14 | <p>工事設計書 「共通仮設費」及び「現場管理費」の算定について、「国土交通省 土木工事標準積算基準書(電気通信編)」に従って適用した「工種区分」を示されたい。</p> | <p>「河川維持工事」を適用した。</p> |
| 15 | <p>工事設計書 「技術者間接比率」について、「国土交通省 土木工事標準積算基準書(電気通信編)」に従って適用した「設備等分類」を示されたい。</p> | <p>「多重無線通信設備」を適用した。</p> |
| 16 | <p>工事設計書 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」に基づく週休2日補正を計上しているか。</p> | <p>積算では週休2日の取得に要する費用の計上を行っていない。このため、工事着手前に受注者希望方式として協議する場合は、変更設計により所定の補正係数を適用する。</p> |
| 17 | <p>工事設計書 龍神岳無線中継所において不整地運搬の項目があるが、現場への車両の横付けが不可で、資材運搬については、キャリアダンプ等の使用が必要と想定すればよいか。</p> | <p>龍神岳無線中継所は、中継所付近まで延長約300mの遊歩道を不整地運搬車が通行できるが、さらに中継所内まで約10mの人力運搬を考慮すること。なお、遊歩道には要所に石畳の部分や段差等があるため、遊歩道を破損しないように適当な養生等を考慮すること。 なお、遊歩道の入口までは4トントラックによる運搬が可能である。</p> |
| 18 | <p>工事設計書 「建設物価2023年3月号」「積算資料2023年3月号」の記載があるが、記載通りか。</p> | <p>記載のとおりである。</p> |
| 19 | <p>その他 石綿含有建材の調査や石綿含有建材の除去作業が必要となった場合は設計変更の対象となるか。</p> | <p>県庁南別館の竣工が平成19年3月、龍神岳無線中継所の竣工が平成23年3月である。各所の施工内容を踏まえて、石綿含有建材の調査が必要となる場合は、その調査費用を含めて応札すること。 なお、石綿含有建材が含まれる可能性は著しく低いと思われるが、石綿含有建材の処分費用が発生する場合は、設計変更の対象とする。</p> |